

関門海峡観光推進協議会 団体旅行支援補助金 概要

【実施主体】 関門海峡観光推進協議会（下関市・北九州市）

【実施期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※上記期限内に催行されるものに限る。

【補助金額】 宿泊 ツアー 1人当たり 2,000円（上限50,000円）

日帰りツアー 1人当たり 500円（上限25,000円）

※交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする。

【補助条件】（1）～（7）の条件を満たすこと。

- （1）旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所であること。
- （2）北九州市外及び下関市外からの参加者を対象としたものであること。
- （3）旅行の構成人員は15名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- （4）北九州市門司区及び下関市（以下「関門エリア」という。）の観光施設を、それぞれ1箇所以上観覧、利用等する商品であること。
- （5）宿泊ツアーは、関門エリアの宿泊施設に1泊以上する商品であること。
- （6）日帰りツアーは、関門エリアの食事施設で旅行者一人当たり1,000円（税抜き）以上の食事（食事施設の利用を証明できない自由昼食等は除く。）をする商品であること。
- （7）以下のいずれにも該当しないこと。
 - （ア）企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業及び大会への参加を目的とするもの並びに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - （イ）学校行事（修学旅行及び社会見学）として実施する教育旅行であるもの。
 - （ウ）発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - （エ）その他、会長が不相当と認めるもの。

【申請方法】

○ツアー催行7日前までに「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出し内容について審査を受けます。（申請内容が適当と認められた場合「補助金交付決定書（様式第2号）」が発行されます。）

○ツアー終了後1か月以内に「実績報告書（様式第4号）」を提出していただき審査が終了すると、催行人数分の補助金を交付します。※実績報告書に「行程表」及び「宿泊ツアーの場合は宿泊をしたこと、日帰りツアーの場合は食事をしたことの証明（第三者が発行した旅行者人数が記載された領収書の写し等）」を添付していただきます。

【お問合せ先・書類の送付先（事務局）】

〒750-8521 山口県下関市南部町1-1 下関市観光政策課（担当：浦田、田中）

TEL:083-231-1350 FAX:083-231-1853 Email:sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp